

Press Release

令和2年9月17日

【照会先】

労働基準局 総務課

 課 長
 石垣 健彦

 過労死等防止対策企画官
 小島 裕

 課長補佐
 秋元 篤史

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5586)

(直通電話)03(3595)3103

[過重労働解消キャンペーンについて]

労働基準局 監督課

課 長 尾田 進 課長補佐 小笠原 哲治 過重労働特別対策室長 黒部 恭志 中央過重労働特別監督監理官 川辺 博之 (代表電話)03(5253)1111 (内線 5541、5539)

(直通電話)03(3502)5308

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

~過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施~

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、 もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による 死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47 都道府県 48 会場(東京は2 会場)でシンポジウムを開催します(無料でどなたでも参加できます。)。

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン (詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過重労働解消キャンペーン特設ページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラク ティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

受付日時 : 11月1日(日)9:00~17:00

フリーダイヤル: 0120(794)713

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します(無料でどなたでも参加できます。)。

[専用ホームページ] https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html

[別紙]令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和2年11月1日(日)から11月30日(月)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。なお、都道府県労働局においても同様の取組を行います。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

(3) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる 36 協定) の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県 労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 [フリーダイヤル] 0120-794-713

[実施日時] 令和2年11月1日(日)9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時、相談や情報提供を受け付けています。 ア 最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン(委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

 $[79-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-\cancel{y}^{1-$

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土日·祝日 9:00~21:00

[URL] https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。 [URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月から 12 月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します(無料でどなたでも参加できます。)。

[URL] https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html